

# いずみさの昔と今 第269回

「奥家の文化財」

今回は市制施行70周年記念事業として7月8日(日)まで開催中の春季特別展「奥家の足跡」に展示中の資料について紹介いたします。この展示では、市へ寄贈された「奥家旧蔵史料」の中から厳選したものを展示しています。

展示中の史料の一つに、寛永11(1634)年に作成された書状があります。この書状からは、奥家が榎井村の庄屋役を務める以前における榎井村の村政の一端が垣間見えます。榎井村と隣村である嘉祥寺村・岡本村との用水利用を取り決めた際の際の作成と思われる、宛名には「榎井村 九郎兵衛 所左衛門」とあり、この2人が榎井村の代表であったのでしょう。このうち、九郎兵衛は貞享元・3(1684・86)年に庄屋を勤めており、宝永6(1709)年の名寄帳(なよせちよう)では榎井村で最大の高持(たかもち)になっています。また、同年の奥家の持高(もちだか)は12石余と榎井村で第二位となっていました。

展示中です。こちらの史料は、明和8(1771)年2月付で作成されており、「榎井村庄屋役之儀、先年源兵衛相勤候処、相果候後、同人俸富次跡庄屋二見立候積り」とあることから榎井村の庄屋役を先代の源兵衛から俸(せがれ)である富次へ世襲するつもりであったことがわかります。同史料には、富次が幼少であったため叔父である源三が一旦後見についたこと、源三が明和6(1769)年に病死し再度村方で次の庄屋を決めるべく相談したこと、富次が若年のために年寄(としより)を勤めている久次郎を庄屋に推す声もあることなどが記載されています。奥家の当主交替に際して村方で相談した上で庄屋役を継いでいることや次代当主幼年の場合は村方で補佐していることなどが読み取れます。

このほか「先祖相伝田畠覚」(宝暦4「1754」年)には、奥家の相伝の地が書き連ねられており、奥家の持高が36石余まで成長していること、母と妹への扶養について記載していることなども特徴的です。本史料は、奥家の相伝地(そうでんち)が

記されているだけでなく、その内容から遺産相続についてもわかる貴重な史料です。以上、現在展示中の資料について簡単に紹介してきました。今回、取り上げた展示史料は一部ではありますが、いずれも奥家の当主交替や奥家が庄屋役を務める以前の史料です。また、文書以外にも「慶長三年戊戌霜月盛勝」と記された木机なども展示しています。

7月7日(土)・14日(土)には、展示している「奥家旧蔵史料」をテキストとした古文書講座も行う予定です。



▲「慶長三年戊戌霜月盛勝」の墨書がある木机

**消費生活センターだより**

見守りリー→

相談はお早めにセンターへ!!

相談受付 午前9時～午後4時30分

南海線「泉佐野」駅前 ☎469-2240

## 契約とは？

私達は普段の生活の中でたくさん契約をしています。食品や日用品の購入、電車やバスに乗るなど、無意識のうち契約をしています。しかし、「口頭だから契約は成立していない」「印鑑を押していないから成立していない」と答える人が多いのが現実です。では、お店でジュースを買った時を思い出してください。その際に、契約書にサインしたり、押印したりする人はいません。「ジュースをください」と申込の意思表示と「ありがとございませう」という承諾の意思表示が合致すれば、契約書の作成や署名、押印などは必要なく、契約は成立します。

もちろん、署名や押印された契約書は紛争や裁判になった時には証拠として意味があります。また、訪問販売や不動産売買契約などのように、契約書の交付が義務付けられている場合もあります。契約は、お互いの自由意思で交渉し、双方の合意により成立する当事者間の約束ごとで、原則として口頭の約束で契約は成立します。ただし、契約の目的、内容が確定していて実現可能であること、違法でないこと、社会的に妥当な内容であること(公序良俗に反しない)が必要です。契約が成立すると、契約に基づいた権利や義務が生じるため、約束したこと(債務)を履行する責任があります。契約は一旦成立すると、一方の都合だけで勝手に取消や解除することはできません。しかし、自由な意思で自主的に契約を結ばなかった時など、次のような場合は契約の解消を主張することができます。

- 当事者に契約をする十分な判断力が欠けている場合や思い違いなどによって契約した場合(一定の制約がある場合もあります)
- 詐欺や脅迫によって契約を結ばされた場合
- 訪問販売など、業者から不意打ち的に勧誘されて、十分な情報や冷静に考える余裕もないまま契約してしまった場合(クーリング・オフ)
- 消費者契約法、特定商取引法による取消
- 契約した一方の当事者に債務不履行があった時や、あらかじめ契約によって解除理由を合意していた場合

契約の取消や、解除できるか迷った時は、消費生活センターにご相談ください。